

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成23年7月定例会

平成23年7月26日

目 次

平成 23 年 7 月定例会

7 月 26 日（火曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
副議長の選挙	2
議席指定	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
議案上程（議第 8 号 及び 議第 9 号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	4
補足の説明……………会計管理者	5
決算審査意見の説明……………代表監査委員	8
質疑	9
討論	10
採決	10
議案上程（議第 10 号 及び 議第 11 号）	11
提案理由の説明……………広域連合長	11
補足の説明……………事業課長	11
質疑	12
討論	12
採決	12
議案上程（議第 12 号）	12
提案理由の説明……………広域連合長	13
質疑	13
討論	13
採決	13
議案上程（議第 13 号）	14
提案理由の説明……………広域連合長	14
質疑	14
討論	14
採決	15
広域連合長あいさつ	15
閉会	15

○ 出席議員（16名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	茨木久彌	議員	4番	伊藤護國	議員
5番	清野貞昭	議員	6番	工藤芳夫	議員
7番	大場勇人	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	伊藤一雄	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	蒲生光男	議員	12番	伊藤俊美	議員
13番	阿部寿一	議員	14番	今野良和	議員
15番	菅井儀一	議員	16番	富樫透	議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	安部三十郎
副広域連合長	小野精一	代表監査委員	安達重晴
事務局長	齋藤勝重	事務局次長	森谷健
会計管理者	佐藤浩之	事業課長	結城義彦
総務係長	西塔浩人	企画財政係長	鈴木茂樹
資格管理係長	大井庄栄	給付係長	大河原孝如

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	齋藤勝重	事務局次長（兼務）	森谷健
書記（兼務）	西塔浩人	書記	青木重雄
書記	小玉隆宣		

○議事日程第1号

平成23年7月26日（火）午後2時 開議

第1 副議長の選挙

第2 議席指定

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員指名

第5 諸報告

- ・例月出納検査報告
- ・定例監査報告

第6 議第8号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

第7 議第9号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 第8 議第10号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 第9 議第11号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議第12号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第11 議第13号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後2時 開議

○議長(茨木久彌君) ただいまから、平成23年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

出席議員は、16名で定足数に達しております。

日程第1 副議長の選挙

○議長(茨木久彌君) 日程第1 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、伊藤 一雄 議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました 伊藤 一雄 議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、伊藤 一雄 議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました 伊藤 一雄 議員が議長におられますので、本席から会議規則第27条第2項の規定による告知をいたします。副議長に当選されました 伊藤 一雄 議員からご挨拶があります。お願いします。

○副議長(伊藤一雄君) 今、副議長ということで選任されました、最上町の伊藤一雄であります。大変浅学非才ではありますが、この広域連合の議長を補佐し、そしてこの広域連合議会の運営に少しでもお手伝いをしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長(茨木久彌君) よろしくお願いをいたします。

日程第2 議席指定

○議長(茨木久彌君) 日程第2 議席の指定を行います。

この度新しく議員になられた 齊藤 栄治 議員、大場 勇人 議員、蒲生 光男 議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第3 会期の決定

○議長(茨木久彌君) 続きまして、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(茨木久彌君) 続きまして、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

5番 清野 貞昭 議員、6番 工藤 芳夫 議員を指名いたします。

日程第5 諸報告

○議長(茨木久彌君) 日程第5 諸報告を行います。

監査委員から、平成23年2月から平成23年6月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、既に配布しております文書のとおり、平成23年6月23日に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第6 議第8号 及び 日程第7 議第9号

○議長（茨木久彌君） 次に、日程第6 議第8号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、及び日程第7 議第9号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） 議第8号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定、及び議第9号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び、後期高齢者医療特別会計決算につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、一般会計の決算関係から申し上げます。一般会計は、事務局の運営経費、及び特別会計への事務費繰出金が主なものとなっております。平成22年度の人員体制は、臨時・嘱託職員を含め前年度より1名減じた23名体制で業務を執行してまいりましたが、歳出決算額は、約7億円余りとなり、約6,100万円を繰り越すこととなりました。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算関係について申し上げます。特別会計につきましては、医療制度の根幹を成す、保険給付費が中心となりますが、急激な医療費増大を招く事態もなく、給付費も見込みを下回り、歳出決算額は、約1,367億円となり、約28億円を繰り越すこととなりました。

ただ、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には平成23年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを、ご承知おきいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

内容については、事務局よりご説明申し上げます。

○会計管理者（佐藤浩之君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤会計管理者。

○会計管理者（佐藤浩之君） それでは、平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計の歳入歳出決算書でございます。

歳入についてご説明申し上げます。予算現額7億6,015万円に対し、調定額は7億6,005万8,822円となり、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較では、9万1,178円の収入減となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算現額7億6,015万円に対し、支出済額は6億9,905万3,809円でございます。不用額は6,109万6,191円となりました。歳入歳出差引額につきましては、6,100万5,013円でございます。

続きまして、平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算現額1,392億7,909万2,000円に対し、調定額は1,396億1,643万4,327円となり、収入済額は1,396億1,613万6,288円、収入未済額は29万8,039円でございます。予算現額と収入済額との比較では、3億3,704万4,288円の収入増となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算現額1,392億7,909万2,000円に対し、支出済額は1,367億5,220万7,815円でございます。不用額は、25億2,688万4,185円となりました。歳入歳出差引額につきましては、28億6,392万8,473円でございます。

次に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳入をご説明申し上げます。1款の分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金で、予算現額6億7,417万円に対し、調定額・収入済額も同額となっております。

2款の財産収入は、基金利子収入で、予算現額45万円に対し、調定額は21万4,011円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比ばまして23万5,989円の収入減となっておりますが、理由としましては、預金利率が見込みより半減したためでございます。

3款の繰越金は、予算現額8,508万7,000円に対し、調定額は8,508万6,490円となり、収入済額も同額となっております。

4款の諸収入は、1項の預金利子の収入済額は、12万4,922円となっております。2項の雑入は、収入済額は46万3,399円となっております。

以上、歳入合計につきましては、予算現額7億6,015万円に対し、調定額は7億6,005万8,822円で、収入済額も同額でございます。なお、不納欠損額、収入未済額についてはございませんでした。

次に、歳出についてご説明申し上げます。1款の議会費は、予算現額65万3,000円に対して、支出済額53万6,651円となっており、11万6,349円の不用額でございます。

2款の総務費は、まず、1項の総務管理費は2目構成で、予算現額2億6,730万円に対して、支出済額2億6,088万5,455円で、641万4,545円の不用額でございます。2項の選挙費は、予算現額4万8,000円に対して、支出はございませんでした。これは、直接請求などがあった場合に開催する選挙管理委員会の費用でございますが、開催の必要がなかったことによるものでございます。

3項の監査委員費は、予算現額8万1,000円に対して、支出済額8万103円となっております。

3款の民生費は、予算現額4億8,706万8,000円に対して、支出済額4億3,755万1,600円で、4,951万6,400円の不用額でございます。不用額は、特別会計への事務費繰出金の減でございます。

4 款の予備費は、予算現額 500 万円に対して、支出はありませんでした。

以上、歳出合計では、予算現額 7 億 6,015 万円に対して、支出済額 6 億 9,905 万 3,809 円で、6,109 万 6,191 円の不用額でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

歳入についてご説明申し上げます。1 款の分担金及び負担金、1 項の市町村負担金は、2 目構成となっており、予算現額 209 億 3,931 万 8,000 円に対し、調定額は 208 億 5,974 万 9,206 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べまして、7,956 万 8,794 円の収入減となっておりますが、理由としましては、1 目の保険料等負担金になりますが、保険料収入が年金以外の所得の低迷などにより見込より減少したためでございます。

2 款の国庫支出金、1 項の国庫負担金は、2 目構成となっており、予算現額 323 億 7,943 万円に対し、調定額は 327 億 716 万 2,853 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 3 億 2,773 万 2,853 円の収入増となっておりますが、理由としては、国から追加交付決定があったことなどによるものでございます。2 項の国庫補助金は、3 目構成となっており、予算現額 141 億 3,294 万 7,000 円に対し、調定額は 144 億 7,728 万 9,231 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 3 億 4,434 万 2,231 円の収入増となっておりますが、主な理由としましては、1 目の調整交付金で、各広域連合の財政力に応じて交付される普通調整交付金が、見込みより増額され交付決定となったことなどによるものでございます。

3 款の県支出金、1 項の県負担金は、2 目構成となっており、予算現額 109 億 7,557 万円に対し、調定額は 109 億 9,643 万 4,667 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 2,086 万 4,667 円の収入増となっております。2 項の県財政安定化基金支出金は、平成 21 年度の剰余金を活用することで、予算はすべて減額補正したため、決算額も 0 円となっております。

4 款の支払基金交付金は、予算現額 553 億 3,919 万円に対し、調定額は 550 億 3,615 万 4,000 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 3 億 303 万 6,000 円の収入減となっておりますが、理由としては、療養給付費が見込より減少したためでございます。

5 款の特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額 1,097 万 1,000 円に対し、調定額は 1,701 万 1,945 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べると 604 万 945 円の収入増となっておりますが、該当レセプトが見込より多かったため、国保中央会からの交付金が増加したことによるものでございます。

6 款の繰入金、1 項の一般会計繰入金は、予算現額 4 億 8,706 万 8,000 円に対し、調定額は 4 億 3,755 万 1,600 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 4,951 万 6,400 円の収入減となっております。2 項の基金繰入金は、予算現額 11 億 1,440 万 7,000 円に対し、調定額は 10 億 3,890 万 8,771 円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 7,549 万 8,229 円の収入減となっておりますが、理由としては、保険料の軽減額が見込みより少なかったため、繰入必要額が減少したことによるものでございます。

7 款の繰越金は、予算現額 39 億 18 万 6,000 円に対し、調定額は 39 億 18 万 6,060 円となり、収入済額も同額となっております。

8 款の諸収入は、3 項構成となっており、1 項の延滞金、加算金及び過料は、収入済額は 91 万 4,960 円でございます。2 項の預金利子は、収入済額は 409 万 1,465 円でございます。特別会計を普通預金や譲渡性預金により運用した利子でございます。3 項の雑入は、収入済額 1 億 4,068 万

1,530円でございます。内訳としましては、1目の交通事故等による第三者納付金が1億3,504万4,005円、2目の返納金が562万5,885円、3目の雑入が1万1,640円でございます。なお、2目の返納金ですが、これは、税の修正申告等があり、自己負担割合がさかのぼって1割から3割に変更になったために本人から返納してもらったものでございます。年度内に返納されなかった29万8,039円について、収入未済額が出ております。

以上、歳入合計では、予算現額1,392億7,909万2,000円に対し、調定額1,396億1,643万4,327円、収入済額1,396億1,613万6,288円、収入未済額29万8,039円でございます。

なお、不納欠損額はございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。1款の総務費、1項総務管理費は、予算現額5億1,565万1,000円に対して、支出済額4億7,309万2,071円となっており、4,255万8,929円の不用額でございます。主なものといたしましては、需用費では、制度周知パンフレット等印刷の請差による減、委託料では、レセプト管理委託で単価の高い紙レセプトの割合が当初の見込みより下回ったことなどがございます。償還金利子及び割引料では、一時借入の必要がなかったためでございます。

2款の保険給付費は、4項構成となっております。1項の療養諸費は、4目構成で予算現額1,319億1,666万8,000円に対して、支出済額1,307億8,459万9,471円で、11億3,206万8,529円の不用額でございます。主なものとしては、1目の療養給付費で、診療報酬等の請求が、見込みを下回ったためでございます。2項の審査支払手数料は、予算現額4億8,295万4,000円に対して、支出済額4億7,341万5,825円で、953万8,175円の不用額でございますが、レセプトの件数が見込みを下回ったためでございます。3項の高額療養は、2目構成で予算現額13億222万4,000円に対して、支出済額11億162万6,455円で、2億59万7,545円の不用額でございますが、2項の高額介護合算療養費が、推計額を大きく下回ったためでございます。4項のその他医療給付費は、葬祭費であり、申請が若干見込みを上回ったため、1項1目療養給付費から15万円を流用し、予算現額5億5,925万円に対し、同額の支出済額となっております。

3款の県財政安定化基金拠出金は、予算現額1億900万円に対して、支出済額1億800万円となっております。

4款の特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額1,097万1,000円に対して、支出済額879万778円で、218万222円の不用額でございます。これは、拠出割合が見込みより少なかったことから、国保中央会への拠出金が減少したためでございます。

5款の保健事業費は、予算現額2億6,192万2,000円に対して、支出済額1億9,182万2,447円で、7,009万9,553円の不用額でございますが、健康診査の受診者数が見込みを下回ったためでございます。

6款の基金積立金は、予算現額11億2,959万7,000円に対して、支出済額11億2,959万6,861円でございます。

7款の諸支出金は、予算現額19億2,567万2,000円に対して、支出済額19億2,201万3,907円で、365万8,093円の不用額でございます。主なものとしては、1目の保険料還付金の請求が、見込みを下回ったためでございます。

8款の予備費は、予算現額10億6,518万3,000円に対して、支出はありませんでした。なお、予備費は、平成23年度の保険給付費の財源として活用する8億7,903万5,000円が主なものとな

っております。

以上、歳出合計は、予算現額 1,392 億 7,909 万 2,000 円に対して、支出済額 1,367 億 5,220 万 7,815 円で、25 億 2,688 万 4,185 円の不用額でございます。

次に、「実質収支に関する調書」でございます。一般会計の実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の、6,100 万 5,000 円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越するものでございます。

特別会計の実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の、28 億 6,392 万 8,000 円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越するものでございます。

「財産に関する調書」でございます。まず後期高齢者医療制度臨時特例基金でございます。これは、保険料軽減等に係る財源として、国から交付された、臨時特例交付金を積み立てたものでございます。前年度末現在高は、16 億 125 万 3,851 円でございます。「決算年度中増減高」9,089 万 8,964 円の内訳ですが、新たに積み立てた金額が、11 億 2,980 万 7,735 円、取り崩した金額が、10 億 3,890 万 8,771 円となっております。この結果、平成 22 年度決算年度末現在高は、16 億 9,215 万 2,815 円となっております。

次に財政調整基金でございますが、これは、突発的なシステム改修などに備え、平成 21 年 2 月の定例議会で承認をいただき、平成 19 年度剰余金の精算額を、積み立てたものでございます。前年度末現在高は、952 万 5,837 円でございます。「決算年度中増減高」の内訳ですが、預金利子 3,137 円を新たに積み立てたものとなっております。この結果、平成 22 年度決算年度末現在高は、952 万 8,974 円となっております。

以上、平成 22 年度決算につきまして、よろしくご審議のうえ、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） 次に代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

○代表監査委員（安達重晴君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 安達代表監査委員。

○代表監査委員（安達重晴君） ただいま上程されました議第 8 号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定、及び議第 9 号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定にかかる審査意見につきまして、ご説明いたします。

決算審査につきましては、6 月 14 日付けで、広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。

審査にあたりましては決算書のほか、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、及び基金の運用状況などを記した財産に関する調書について、歳入歳出簿その他の関係簿冊、及び収入支出証書類と照合調査するとともに、関係職員からの説明を聴取する方法等により、法令その他の規定に従って処理されているか、また予算の執行が適正であるかに主眼をおいて実施いたしました。

審査の結果、審査に付された関係書類等は、関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行についてもおおむね適法かつ適正に執行されているものと認められました。

また、各基金につきましても、それぞれの設置目的に沿って運用されており、計数は正確で、その執行は、適正でありました。

決算の概要については、先ほど事務局からの説明ありましたので省略いたします。

後期高齢者医療制度におきましては、平成24年度末に廃止され、その後、新たな高齢者医療制度に移行する方針が示されておりますが、移行に関し解決すべき問題が多く、現行制度の廃止時期についても不透明感が増してきております。そのような中で、現行制度の運営に際しましては、県民が安心感を持ち良質で効率的な医療サービスを受けられるように国や県、そして市町村と密接な連携を図りながら安定した運営に努めていただきたいと思います。

また、高齢化の進展に伴い医療費が増大していくなかで、高齢者に対して過度の負担とならないように十分に配慮しつつ、後期高齢者医療制度の運営にあたりとともに、適正な財務管理と効率的な事務執行に努めていただきますよう要望し、決算審査の意見といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 16番、富樫透議員。

○16番（富樫透君） ただいま、代表監査委員の方から決算及び基金の運用状況についての審査意見、別紙で監査結果の報告についてというような資料を頂いております。文言等で気になったので確認をさせていただきたいのですが、まずは別紙の方ですが、会計事務の処理についておおむね良好と認められた、あるいは、第4審査の結果の中で、おおむね適法かつ適正に執行されているものと認められたと記されていますが、議会の監査報告の中でおおむねというのを見たのは、初めてのものですから。具体的に、特記事項があったのか、なかったのか、その部分について細部の説明を頂きたい。

○代表監査委員（安達重晴君） 議長

○議長（茨木久彌君） 安達代表監査委員

○代表監査委員（安達重晴君） 今回の定例監査につきましては、具体的な指摘事項はございませんでしたが、中に決裁印漏れや手続きミスなどがありましたので、その点についてはその都度、ご注意申し上げました。そういうことを総合的に勘案して、おおむね良好という言葉を使わせていただきました。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 16番、富樫透議員。

○16番（富樫透君） 理解したいと思いますが、指摘の部分が若干あったということによろしいですね。それからですが、今回決算審査にあたって、議選の監査委員が、たまたま4月選挙があったこともあって、いないという状況にございました。やはり、本来であれば、書面決議も含めですが、やり方としては2名の監査委員が揃って行うべき体制作りだと思っておりますが、連合長の所見を求めたい。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 監査につきましては、本来2名の監査委員で監査をいただくのが筋でございます。ただ、今回は議会での空白期間がございましたので、監査をしていただくことが出来ませんので、お1人でしていただいた結果になっておりますが、法的には問題ございません。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 16番、富樫透議員。

○16番（富樫透君） 法的に問題がないことは理解しております。しかしながら、先ほどの例えば副議長の件にしても、本来ならば、議長が事故に遭った際云々ということも含めて考えていった時に、この広域連合そのものが将来どういう形になるかわかりませんが、そのことも含め、監査委員についてもこのような意見があったということでご理解をいただきたいと思っておりますし、内部でも検討していただきたいということを改めて申し上げておきたい。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第8号及び議第9号について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第8号及び議第9号は、原案のとおり認定されました。

日程第8 議第10号 及び 日程9 議第11号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第8 議第10号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、及び日程第9 議第11号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第10号及び議第11号につきまして、ご説明申し上げます。

議第10号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6,100万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ6億7,753万7,000円とするものであります。

議第11号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ19億8,699万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,412億9,941万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） それでは、議第10号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入補正につきましては、3款繰越金を6,100万5,000円増額計上しております。これは、平成22年度の決算認定に伴いまして、前年度の繰越金を計上したものでございます。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に6,100万5,000円増額しておりますが、前年度の事務費にかかる市町村負担金の精算に伴う、返還金でございます。

続きまして、議第11号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入補正について申し上げますが、6款繰入金、2項基金繰入金は、市町村が行う制度広報などの特別対策に対して補助するための64万6,000円と、パンフレットを全戸配布するための145万7,000円を、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入するもので、計210万3,000円

を追加計上するものです。

7款繰越金は、平成22年度の決算認定により確定しました剰余金全額を繰り越すため、19億8,489万3,000円を追加計上するものです。

次に、歳出補正について申し上げますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、先ほど歳入の説明で触れました基金繰入金を財源とする事業で、パンフレット全戸配布手数料に145万7,000円、及び市町村が実施する特別対策の補助金として交付する64万6,000円、計210万3,000円を追加計上するものです。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、市町村が実施した特別対策に交付した補助金を、実績に基づいて精算し、1万1,000円を積立てるものであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、平成22年度の保険給付費等の実績に基づき、国からの負担金、補助金等の精算が4億5,588万7,000円、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金の精算が5億8,247万5,000円で、計10億3,836万2,000円を返還するものであります。

8款予備費9億4,652万円は、市町村から交付された療養給付費負担金の返還額の財源に充てるとともに、翌年度に繰り越し、次年度の財源として活用するものです。

以上で説明を終わります、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第10号及び議第11号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号及び議第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議第12号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第10 議第12号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） ただいま、上程されました議第12号につきましてご説明申し上げます。

広域連合規約第11条第1項の規定により副広域連合長は2名となっておりますが、本日を持って小野 精一副広域連合長が退任の意向であることから、新たに副広域連合長として遠藤 直幸山辺町長を選任することについて、広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第12号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議第12号については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（茨木久彌君） 本日をもって退任なされる小野 副広域連合長からご挨拶をいただきたいと存じますのでよろしくお願いたします。

○副広域連合長（小野精一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 小野副広域連合長。

○副広域連合長（小野精一君） 副広域連合長を仰せ付かって参りました、小国町長の小野でございます。この度、任期途中ではございますが、副連合長の職を退任させていただくことになりました。

平成21年7月就任以来、2年間に渡りまして市川連合長さんをはじめ、執行部の皆さん、そして議会の皆さんのご指導とご鞭撻をいただきながら大過なく過ごさせていただきまして、あらためて感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

本制度も、始まって間もないわけですが、見直しが決めているなか、新制度の全貌というのはなかなか見えてこない。将来において、大変なご苦労があるのかなと拝察いたしているわけですが。しかしながら、高齢者が安心して医療サービスが受けられるように制度の新たな推進に皆様方の格別のご尽力を心からご期待を申し上げたいと存じます。

広域連合のますますのご発展、そして皆様方の一層のご健勝、ご活躍をお祈りさせていただきまして、退任のご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○議長（茨木久彌君） 小野副広域連合長におかれましては、副広域連合長として長い間、本当にありがとうございました。ご苦労様でございました。

日程第11 議第13号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第11 議第13号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、関係議員は退席をお願いいたします。

(斉藤栄治議員退席)

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第13号につきましては、広域連合の監査委員のうち、広域連合議会議員である者につきましては、斉藤 栄治議員を選任することについて、広域連合規約第17条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行ないます。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより採決いたします。

お諮りします。議第13号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第13号については原案のとおり同意することに決しました。

(除斥の解除) (斉藤 栄治議員の着席を確認)

ただいま選任されました斉藤 栄治議員がこの場におられますので、ご紹介いたします。

議会選出監査委員の斉藤 栄治議員です。監査委員としてご尽力いただきますようお願いいたします。

○議長(茨木久彌君) 以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。
閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長(市川昭男君) 議長。

○議長(茨木久彌君) 市川連合長。

○連合長(市川昭男君) 本日、定例会に提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

新たな高齢者の医療制度への移行時期につきましては、最近国の方でも明確に示さなくなったようですが、現在の高齢者の医療制度を担う保険者として今後とも、円滑な運営に努力してまいる所存ですので、皆様には更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長(茨木久彌君) 本日は、皆さん大変ご苦勞様でございました。

私も、平成19年11月の議会から広域連合の議員となり、20年7月議会より議長を勤めさせていただきましたが、今年10月で任期満了を迎えます。議員の皆さんそして執行部の方々には大変お世話になりました。

本当に長い間ありがとうございました。一言御礼を申し上げてごあいさついたします。

これをもちまして、平成23年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時57分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 茨 木 久 彌

署名議員 清 野 貞 昭

署名議員 工 藤 芳 夫